

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成29年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

加賀野ショッピングセンター

登米市中田町石森字加賀野三丁目6-1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2	みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
及川 武 登米市中田町宝江黒沼字十文字221 - 3	及川 武 登米市中田町宝江黒沼字十文字221 - 3

株式会社菓房山清 代表取締役 山内 正浩 本吉郡南三陸町志津川字五日町 2 3 番 地の 1	<u>社会福祉法人恵泉会</u> <u>理事長 千葉 捷郎</u> <u>登米市迫町佐沼字江合三丁目 1 6 番地</u> <u>2</u>
鈴木 邦男 登米市迫町佐沼錦 1 7 4 - 5	鈴木 邦男 登米市迫町佐沼錦 1 7 4 - 5
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 - 1 4	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 - 1 4

5 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

6 届出年月日

平成 2 9 年 7 月 7 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

8 縦覧期間

平成 2 9 年 7 月 2 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 1 9 年 2 月 1 日経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。